

(4)育児休業等の取得状況(平成20年度)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	17人	6人	1人	1人
うち女性	17人	6人	1人	1人
男性	0人	0人	0人	0人

(5)時間外勤務の状況

平成20年度における一般職員の1月当たり平均時間外勤務時間は、12.3時間でした(休日勤務を含む)。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

平成20年度に分限処分を受けた職員総数は6人で、平成19年度に比べて4人増加しました。なお、処分事由別では、心身の故障のため職務遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合の6人(休職)です。

(2)懲戒処分の状況

平成20年度に懲戒処分を受けた職員総数は9人(免職1人、戒告8人)で平成19年度に比べて9人増加しました。なお、処分事由でみると、横領1人(免職1人)、職務命令違反1人(戒告1人)、監督責任7人(戒告7人)でした。

5 職員のサービスの状況

(1)職務専念義務免除の状況

平成20年度における承認件数は、研修を受ける場合が508件、厚生事業に参加する場合が40件、その他市長が定める場合が177件でした。

(2)営利企業等従事の許可状況

平成20年度における許可は、1件でした。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)研修の概要

平成20年度は、職場外研修として、基本研修5コース、管理・監督者研修2コース、専門研修6コース、派遣研修24コースに職員を参加させ、職員の資質の向上と組織の活力の向上を図りました。修了者数は、延べ508人でした。

(2)職員の勤務成績の評定方法および活用方法の概要等

勤務評定は、勤務の実績を正しく評価し、①公平・公正な人事管理の推進、②職員の人材育成、③職員のモラル向上、④管理監督者等の能力のレベルアップ等、公務能率の増進を図るため実施しています。毎年5月1日から10月31日までの6月間を評定期間とし、評定日を毎年11月1日としています。評定は、所属長等が行います。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、埼玉縣市町村職員共済組合で実施しています。共済組合では、病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業等の「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。その他の福利厚生制度として、職員のための互助組織として「職員互助会」を組織し、福利厚生事業の外部委託等を実施しています。

(2)公務災害の発生状況

平成20年度に公務災害または通勤災害と認定された件数は、5件(公務災害4件、通勤災害1件)でした。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度の措置要求案件はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度の不服申立て案件はありません。

地域手当 平成20年度 普通会計	支給対象	市職員
	支給率	6%
	支給対象職員数	578人
	国の制度(支給率)	比較対象区域なし
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	252,718円

特殊勤務 手当 平成20年度 普通会計	職員全体に占める手当 支給職員の割合	1.2%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	29,429円
	手当の種類	作業手当、特殊自動車運転手当

時間外 勤務手当 平成20年度 普通会計	支給総額	104,380千円
	職員1人当たり支給年額	226千円

(7)一般行政職の級別職員数の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	—	
職員数(人)	20	35	120	111	26	34	11	12	369	
構成比(%)	5.4	9.5	32.5	30.1	7.0	9.2	3.0	3.3	100	
(参考)	1年前	2.9	11.3	33.2	29.8	7.2	8.9	2.9	3.8	100
構成比(%)	5年前	1.3	17.1	33.5	25.1	8.2	8.4	3.3	3.1	100

※1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

(8)特別職の報酬等の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	報酬月額	期末手当
市長	704,000円	議長	440,000円	平成20年度支給割合 6月期 2.1月分 12月期 2.35月分 計4.45月分
副市長	637,500円	副議長	400,000円	
		議員	380,000円	

※市長、副市長の給料月額は特例条例によりそれぞれ20パーセント、15パーセント減額されており、減額後の金額

(9)ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給与水準がどのくらいを示す指数です。(各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
平成16年度	95.8
平成17年度	96.0
平成18年度	96.5
平成19年度	97.6
平成20年度	97.8

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務です。

(2)休暇制度の概要・種類等

年次有給休暇：1年につき最高20日付与されます。
病欠休暇：医師の証明等に基づき、必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇：結婚、出産、リフレッシュ休暇(夏季休暇)等の有給の休暇です。
介護休暇：親族で日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合における無給の休暇です。
組合休暇：労働組合の業務または活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3)年次有給休暇の取得状況

平成20年1月1日から12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は10.8日でした。